



第10条中 2 字加入
第12条中 / 字加入



第11条中 2 字加除

一般社団法人リボンムーブメント定款

原本

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人リボンムーブメントと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、個人の健康維持・管理の意識向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 女性の健康維持・健康管理に関する正しい情報の普及・啓発
- (2) 女性特有の病気に関する正しい情報の普及・啓発
- (3) がんの検診率の向上推進・ワクチン接種率の向上対策活動
- (4) 学生による健康維持・健康管理に関する正しい情報の普及・啓発
- (5) 学生による女性特有の病気に関する正しい情報の普及・啓発
- (6) 学生によるがんの検診率の向上推進・ワクチン接種率の向上対策活動
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数の決定による承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。